

学校法人会計基準の在り方について(財務3表と基本金)

論点 / 区分	基本的な方向
目的	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の適正な配分という目的で制定された基準だが、外部報告としても利用されてきた。近年、一般社会に対する説明責任が一層求められているため、学校法人会計基準の目的として、補助金の適正な配分と同様に、情報公開の観点から外部報告という目的もあることをより一層明確にしてはどうか。 <p>参考：平成17年度から改正された私立学校法47条で財務情報の公開が義務づけられ、財務情報の公開に係る書類の様式参考例が私学部長通知で発出されている。</p>
資金収支計算書 キャッシュフロー計算書	<ul style="list-style-type: none"> 公教育を担う学校法人は学年(4月～3月)単位で活動を行っているため、財務会計上は当該年度の活動とのかかわりで資金の流れを整理する資金収支計算書が必要であり、補助金の算定・学校法人の予算管理にも利用されていることから、今後も維持してはどうか。 一方で、「教育研究活動」「施設等整備活動」「財務活動」等活動区分ごとの資金の流れが分からないことへの対応が課題とされていることから、資金収支計算書に活動区分を導入してはどうか。(資料2-①参照)
消費収支計算書等	<ul style="list-style-type: none"> 経常的な収支と臨時的な収支が混在しており、経常的な活動での収支状況等が把握できないため、区分経理(全体を「経常収支」と「特別収支」に、「経常収支」を「事業収支」と「事業外収支」に区分)を導入してはどうか。 それぞれの建学の精神に基づく各学校法人の継続的な運営を可能にする観点から、基本金を組み入れた上で健全性を見る指標である消費収支差額の表示は継続してはどうか。 それに加え、毎期の収支バランスを判断できるよう、基本金組入れ前の帰属収入から消費支出を控除した基本金組入れ前の収支差額を表示してはどうか。 毎期の収支バランスを把握することで、施設整備計画や資金調達計画等の中長期的な財政運営に役立つ情報を表示できるのではないか。(資料2-②参照)
貸借対照表	<ul style="list-style-type: none"> 基本構造は変わらないが、細部について見直してはどうか。(資料2-③参照)

区分 論点	基本的な方向
基本となる財産	・公教育を担う学校法人として、それぞれの建学の精神に基づく各学校法人の継続的な運営を可能にする観点から、必要な校地・校舎等の基本財産を自己資本で維持するための制度として、基本金制度が取り入れられており、現在でも学校法人の健全性が維持されているかを判断するための有効な仕組みであるため、更なる明瞭性を確保しつつ基本的な考え方は維持してはどうか。

学校法人会計基準の在り方について(その他の論点)

区分 論点	基本的な方向
減損会計 (有形固定資産)	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産の保有は利益獲得ではなく、教育研究を行うために保有しており、将来の収益の減少を見込んだ帳簿価額の変更は必要ないのではないか。 ・「使わない」か「使えない」に分けて考えるべきではないか。学校法人として継続的に保持しないという意味で「使わない」場合は基本金を取り崩すが資産はそのまま維持し、災害等で「使えなくなった」場合は減損(有姿除却)の対象と考えるべきではないか。
金融商品会計	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人の資産運用は主に売買目的でないものであることから、時価会計を導入しても期末に未実現の評価損益を計上するだけで、むしろ学校法人の収支状況の適切な表示にそぐわないのではないか。 ・資産運用に関するリスク管理の観点から時価情報を商品別・保有目的別に区分し注記すべきではないか。
退職給与引当金 (退職給付引当金)	<ul style="list-style-type: none"> ・退職金については、23年度から退職給与引当金を期末要支給額の100%とすることに統一し、金額的にも退職給付で計算したものに比較しても十分であり、現状どおりとすべきではないか。 ・一部の法人が持つ独自の年金制度には引当金の統一ルールが必要ではないか。
連結会計	<ul style="list-style-type: none"> ・持分の概念がないため連結会計はなじまないのではないか。 ・理事構成を同じくする等のグループ法人間の取引を明らかにする必要があるのではないか。 →現状の関係当事者に加え、学校法人間の取引に(貸付金・債務保証等)について注記すべきではないか。
継続法人の前提	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人は、①設置資産を自己資金で賄うこと、②それを継続的に維持する仕組みとして基本金制度があること、③主要な収入(授業料)が前受けであること等、企業や他の法人と異なり法人経営を継続安定させる独自の仕組みがある。 ・また、今回の改正で、④区分経理を導入する等経常的な収支バランスの把握が可能になる等で透明性を高めること、⑤4号基本金に関しては特定資産を持つこと等(積めない場合に事実と対応等の注記を求める)の体質強化を図ることを検討している。 ・他方、学校の修業年限制に鑑み、企業のように1年続けることができるかを判断するのは適切ではなく、かつ、期間が長くなると判断が難しくなる。 ・「継続法人の前提」に注意を払うことは適切であるが、企業等に適用される項目形式によるのではなく、今回の改正を通じ以上の学校法人の①～⑤のような特質を生かすことで情報開示を進めること、会計基準だけでなく所轄庁が経営判断指標の精緻化等により、経営上の課題を抱える学校法人について、実地調査等を経て早期の経営判断を促進する等の指導・助言と併せて対応することが適切ではないか。

財務3表について論点整理

資料1-3

区分		会計基準(私立学校振興助成法)		財務情報の公開(私立学校法に基づく閲覧義務)	
		現在	変更案	現在(参考例:私学部長通知)	変更案
資金収支 計算書	本表	資金収支計算書 (区分経理無し)	変更無し	資金収支計算書 (区分経理無し)	変更無し
	付表	○内訳表は2種類 ・資金収支内訳表(学部等单位) ・人件費支出内訳表(学部等单位)	○付表は3種類 ①資金収支内訳表(学部等单位) ②人件費支出内訳表(学部等单位) ③活動区分別資金収支表(法人全体のみ)	○学校単位は公表を推奨 (ただし補助金交付の観点からの表示区分になっ ていることを注記)	③活動区分別資金収支表を公表 ○学校単位は公表を推奨 (ただし補助金交付の観点からの表示区分になっ ていることを注記)
	形式	予算対比	変更無し	予算対比	変更無し
消費収支 計算書	本表	消費収支計算書 (区分経理無し)	○事業活動計算書 (区分経理有) ○「経常収支」と「特別収支」、「経常収支」を 「事業収支」と「事業外収支」に分ける	消費収支計算書 (区分経理無し)	○事業活動計算書 (区分経理有) ○「経常収支」と「特別収支」、「経常収支」を 「事業収支」と「事業外収支」に分ける
	付表	○内訳表は学校単位まで作成 ・消費収支内訳表 ○勘定科目は当年度の収支のみ	変更無し (区分経理有)	○学校単位は公表を推奨 (ただし補助金交付の観点からの表示区分になっ ていることを注記)	変更無し (区分経理有)
	形式	予算対比	変更無し	予算対比	変更無し
貸借 対照表	本表	法人全体	変更無し	法人全体	変更無し
	付表	○明細表を作成 ・固定資産明細表 ・借入金明細表 ・基本金明細表 (付表として2・3号基本金組入れ計画表)	○明細表を作成 ・固定資産明細表 ・借入金明細表 ・基本金明細表 (付表として2・3号基本金組入れ計画表) (2・3号基本金の集計表を加える)		
	形式	前年度対比	変更無し	前年度対比	変更無し
事業 報告書				財務の概要として経年比較等を例示	財務3表を経年(過去5力年) 大科目レベルで掲載